日本聖書神学校図書館 利用規定

第 1 章　総　　則

【目的】

第１条　この規定は、日本聖書神学校図書館規則（以下、「規則」という）第８条の規則に基づき、図書館の各種資料及び施設の有効で公平な利用を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

【利用資格】

第２条　規則第７条に定める利用者には次の者を含むものとする。

（１）　（２）の職員は、嘱託職員及び臨時職員を含む。

（２）　（３）の本校学生は、本校の科目を履修登録している者を含む。

（３）　（５）の図書館長が許可して特定の資料の利用を認められた者は、日本聖書学研究所の所員・会員、及び教会・キリスト教主義学校等の関係者で身分証明書を提出する者を含む。

【図書館利用の登録・利用証の携帯等】

第３条　利用者は、図書館利用証（以下、「利用証」）を携帯し、図書館職員から求められたときは、提示しなければならない。

１．規定第２条（３）に定める利用者は、登録手数料を添えて図書館利用願等の必要書類を提出し、利用登録手続きを行わねばならない。登録料は、年間利用の場合１，０００円、１日利用の場合は３００円、年間団体利用の場合は２，５００円で３名まで登録可とする。

２．既に納付された登録料は、返還しない。

３．利用証を他人に貸してはならない。

４．利用証を紛失したときは速やかに図書館に連絡しなければならない。

５．利用証再発行手数料については１００円とする。

６．利用証の有効期間は、年間利用の場合は登録日から起算して１年間とし、１日利用の場合は発行当日限りとする。

第 2 章　資 料 の 利 用

【資料の閲覧】

第４条　利用者は、開架書架及び閉架書庫に配架されたすべての図書・雑誌とその他の資料を、図書館で閲覧することができる。ただし、閉架書庫の資料については、資料請求票によって申請したもののみとする。

２．本校の職員および学生以外の者は、未公表の本校の卒業論文を利用できない。

３．未公表の本校の論文等の利用は、館内での閲覧に限るものとする。

４．前２項の規定にかかわらず、著作権者または館長の許諾がある場合は、利用を認めることができる。

【貸出】

第５条　規則第７条に定める利用者は、資料の館外貸出（以下、「貸出」という）を受ける

ことができる。
２．規則第７条に定める利用者は、宅配便等を利用しての貸出を受けることができる。ただし、その場合に発生する費用は利用者負担とする。
３．利用者は規定第９条に定める返却期間を超過しており未返却の資料がある場合、新規に資料の貸出を受けることはできない。

【貸出の手続】

第６条　利用者は、図書館利用証を使用して資料の貸出を受けることができる。

【貸出ができる資料】

第７条 利用者は次の各号に掲げる資料を除くすべての資料の貸出を受けることができる。
（１） 禁帯出資料
（２） 定期刊行物
（３） 卒業生の卒業論文
（４） その他図書館長が指定するもの

【貸出冊数】

第８条　利用者が同時に貸出を受けることのできる資料（規定第１０条に定める資料を除く）の総点数は、次のとおりとする。
（１） 教授及び講師は２０冊
（２） 職員は５冊
（３） 本校学生は１０冊
（４） 本校卒業生は５冊
（５） その他の者で図書館長が許可した者は５冊

【貸出期間】

第９条　資料の貸出期間は、次のとおりとする。
（１） 教授及び講師は６０日
（２） 職員は２１日
（３） 本校学生は２１日
（４） 本校学生で４年生は６０日
（５） 本校卒業生は２１日
（６） 規定第２条第３項に定められた利用者は２１日間

【特別貸出】

第１０条　規定第７条にかかわらず、教授及び講師は学術研究上特に必要ある時は、禁帯出の資料の特別貸出を受けることができる。ただし、貸出当日中に返却するものとする。

【予約・新刊書】

第１１条　利用者は貸出中の資料を予約することができる。
２．新刊書は配架後１４日間閲覧のみとする。
３．利用者は貸出中の資料を延滞している場合、新規に予約をすることはできない。

【貸出の更新】

第１２条　規定第９条に定める貸出期間を超えてさらに当該資料の貸出を希望する場合には、貸出期間内であり且つ当該資料に他の利用予約がないときに限り、教授・講師及び本校

学生を除き、所定の手続きにより貸出期間の更新を１回まで受けることができる。

【貸出中の資料の返却要請】

第１３条　図書館長は、資料の管理上特に必要があると認めたときは、貸出中の資料の全部または一部の資料返却を求めることができる。

２．図書館長は貸出中の資料が指定図書に指定された場合、返却を求めることができる。

３．利用者は、資料の返却を求められたときは、直ちに返却しなければならない。

【利用資格喪失等による資料の返却】

第１４条　利用者が、規定第２条に定める利用資格を失ったときは、直ちに資料の全部を返却しなければならない。

【資料の返却】

第１５条　利用者は、貸出を受けた資料を貸出期間の満了の日までに返却しなければならない。

【延滞料金】

第１６条　利用者が、貸出を受けた資料を、貸出期間満了の日までに返却しない場合、延滞した期間の開館日の日数分の延滞料金を支払わなければならない。なお、延滞料金は１日１冊につき１０円とする。

【資料の複写】

第１７条　利用者は、著作権関係法令の範囲内で資料の複写をすることができる。ただし、未公表の本校の卒業論文を除く。

【他館からの貸出・文献複写】

第１８条　図書館は、利用者の教育・研究に資するため、他大学図書館等との協定等に基づき、相互利用の便宜を図る。

２．利用者は、本校図書館が所蔵しない資料で他大学図書館等が所蔵する場合、相互貸借を申し込むことができる。

３．利用者は、本校図書館が所蔵しない資料で他大学図書館等が所蔵する場合、文献複写を申し込むことができる。

４．利用者は、他大学図書館等から借用した資料は館外に持ち出すことはできない。

５．前項第２項及び第３項に要する費用は、申込者の負担とする。

６．他大学図書館等に対するサービスは、本校図書館利用者の教育及び研究に支障がない範囲で行う。

第　３　章　　施　設　と　設　備　の　利　用

第１９条　図書館長は一部の施設及び設備の利用を制限することができる。

第２０条　閲覧室内には、検索端末とプリンターを設置する。利用者は教育・研究活動のために学習端末とプリンターを利用し、機器の利用に関する指導を受けることができる。

２．プリンターから印刷をする場合、定められた利用金額（１枚あたり１０円）を所定の手続きによって支払わなければならない。

第　４　章　　利　用　者　サ　ー　ビ　ス

第２１条　図書館の利用者は教育・研究に資するため、レファレンス・サービスなど調査や指導を受けることができる。

第　５　章　　図　書　館　の　開　館

【年間開館日】

第２２条　図書館の年間開館日は図書館運用委員会の議を経て公示する。

【休館日等】

第２３条　休館日は、次のとおりとする。

（１）　土曜日・日曜日

（２）　国民の祝日

（３）　創立記念日（5/9）及びクリスマス（12/25）

（４）　規定第２３条で休館日と定めた日

２．前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

３．臨時の休館日については、その都度公示する。

【開館時間】

第２４条　開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで　午後１時　から午後９時まで

２．前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間の延長や短縮を行うことができる。この場合の開館時間の変更は、その都度公示し、校内に周知する。

３．この規則の第２条（３）に定める利用者は、午後１時から午後６時までの利用とする。

第　６　章　　利　用　者　の　責　務

【資料利用に関する遵守事項】

第２５条　資料の取扱いについて利用者は以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　貸出手続を行わずに資料を図書館外に出してはならない。

（２）　汚損等のないよう利用の取扱いについて注意を払わなければならない。

（３）　貸出手続を受けた資料は、他人に貸してはならない。

（４）　資料を紛失、損傷、若しくは汚損したときは、直ちに図書館に届出なければならない。

（５）　資料を紛失、損傷、若しくは汚損した場合、または図書館の施設に損壊を加えた場合は、その損害を償しなければならない。

【施設、設備、機器利用に関する遵守事項】

第２６条　施設、設備、機器の利用について利用者は以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　図書館内では静粛にしなければならない。

（２）　図書館内では携帯電話等の携帯音源を使用してはならない。

（３）　図書館内で教育・研究活動以外の会合又は集会をしてはならない。

（４）　図書館内で飲食をしてはならない。

（５）　許可を得ないで文書・図画の掲示又は配布をしてはならない。

（６）　図書館内の閲覧席を予約することはできない。荷物等で席取り等の行為をしてはならない。

（７）　他人に不快感を与える行為や学習の障害となる行為をしてはならない。

【情報機器と情報利用に関する遵守事項】

第２７条　情報機器と情報利用について利用者は以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　図書館の学習端末の利用に際しては利用規定を遵守する。

（２）　図書館の学習端末で各種電子サービスを利用する場合は、それぞれの利用のルールを遵守する。

（３）　図書館の機器は丁寧に扱い学習端末には個人情報を残さない。

【利用の停止・禁止等】

第２８条　図書館長は、利用者の責務を守らない者に注意を促し、それが守られない場合には退館を求めることができる。

２．図書館長は、重大な違反者に対して規則第９条に基づき図書館の利用を停止することができる。

第　７　章　　事　　業

第２９条　図書館は、教育・研究に資するため、講演会その他図書館長が必要と認める事業を行うことができる。

第　８　章　　規　定　の　改　廃

第３０条　この規定の改廃は、図書館運用委員会の議を経て行う。

付則

１．この規定は、2009 年 1 月 30 日から施行する（2009 年 1 月 30 日制定）。

２．2009 年 6 月 1 日から施行する

３．2010 年 4 月 1 日から施行する。

４．2011 年 4 月 1 日から施行する。

５．2011 年 12 月 1 日から施行する。

６．2015 年 4 月 1 日から施行する。

７．2016 年 4 月 1 日から施行する。

８．2017 年 4 月 1 日から施行する。

９．2018 年 4 月 1 日から施行する。

１０．2018 年 7 月 1 日から施行する。

１１．2020 年 5 月 1 日から施行する。

１２．2023 年 12 月 1 日から施行する。

１３．2026 年 6 月 1 日から施行する。